

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條の三十六」を「第四十三條の四十六」に改める。

第三條中「第十二條第二項」を「第十二條第四項」に改める。

第十條中「第十三條第三項」を「第十三條第四項」に「同條第七項」を「同條第九項」に改める。

第十五條第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第十六條の次に次の六條を加える。

（保管のみを行う製造所に係る登録の有効期間）

第十六條の二 法第十三條の二の二第四項の政令で定める期間は、五年とする。

（保管のみを行う製造所に係る登録証の交付等）

第十六條の三 厚生労働大臣は、法第十三條の二の二第一項の登録（以下この条から第十六條の七までにおいて単に「登録」という。）をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。法第十三條の二の二第四項の更新をしたときも、同様とする。

2 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付）

第十六條の四 登録を受けた者（次条及び第十六條の六において「登録医薬品等製造業者」という。）は、前条第一項の登録証（以下この条から第十六條の六までにおいて単に「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録証を添え、製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第二項中「都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、前項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより」とする。

（保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付）

第十六條の五 登録医薬品等製造業者は、登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した登録医薬品等製造業者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 登録医薬品等製造業者は、登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、直ちに、その製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に発見した登録証を返納しなければならない。

5 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第二項及び前項中「都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより」とする。

（保管のみを行う製造所に係る登録証の返納）

第十六條の六 登録医薬品等製造業者は、法第七十五條の二第一項の規定による登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに、その製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に登録証を返納しなければならない。

2 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「その製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「当該登録を受けた都道府県知事」とする。

（保管のみを行う製造所に係る登録台帳）

第十六條の七 厚生労働大臣は、登録に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十七條中「第十三條第三項（同條第七項）」を「第十三條第四項（同條第九項）」に改める。

第十八條の五中「第十三條第六項」を「第十三條第八項」に改め、同條の次に次の六條を加える。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の有効期間）

第十八條の六 法第十三條の三の二第二項において準用する法第十三條の二の二第四項の政令で定める期間は、五年とする。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録証の交付等）

第十八條の七 厚生労働大臣は、法第十三條の三の二第一項の登録（以下この条から第十八條の十までにおいて単に「登録」という。）をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。法第十三條の三の二第二項において準用する法第十三條の二の二第四項の更新をしたときも、同様とする。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付）

第十八條の八 登録を受けた者（次条及び第十八條の十において「登録医薬品等外国製造業者」という。）は、前条の登録証（以下この条から第十八條の十までにおいて単に「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付）
第十八条の九 登録医薬品等外国製造業者は、登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した登録医薬品等外国製造業者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 登録医薬品等外国製造業者は、登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、直ちに、厚生労働大臣に発見した登録証を返納しなければならない。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録証の返納）

第十八条の十 登録医薬品等外国製造業者は、法第七十五条の五第一項の規定による登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに、厚生労働大臣に登録証を返納しなければならない。

（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録台帳）

第十八条の十一 厚生労働大臣は、登録に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

第十九条第一項中「第十三項」を「第十五項」に改める。
第二十条第一項中「第十三項」を「第十五項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に「含む」の「を」を含む。又は第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の「に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に、「おいては、前二項の規定にかかわらず、当該医薬品等適合性調査を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、機構に申請しなければならない」を「おける前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等適合性調査を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第二十三条中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十四条の二第二項」を「第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の二の二第二項」に改め、許可を行う者（以下この条の下に「第二十六条の二及び第三十二条の五」を加え、「及び第十三項」を「及び第十五項」に改め、「承認を行う者（以下この条の下に「及び第二十六条の二」を加える。

第二十四条第二項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改める。

第二十五条第一項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同条第二項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に、「第十三項」を「第十五項」に改める。

第二十六条中「第十四条第十五項」を「第十四条第十七項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（医薬品等区分適合性調査の結果の通知）

第二十六条の二 法第十四条の二第二項若しくは第十四条の二の二第二項の規定又は第八十条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定により法第十四条の二第二項の規定による調査（以下この条、第二十六条の四から第二十六条の六まで及び第二十七条の二において「医薬品等区分適合性調査」という。）を行う者（以下この条において「医薬品等区分適合性調査実施者」という。）と、医薬品等製造販売業者又は医薬品等承認権者が異なる場合には、医薬品等区分適合性調査実施者は、医薬品等区分適合性調査を行ったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を機構を経由して医薬品等製造販売業者又は医薬品等承認権者に通知しなければならない。

（基準確認証の有効期間）
第二十六条の三 法第十四条の二第四項の政令で定める期間は、三年とする。

（基準確認証の書換え交付）

第二十六条の四 法第十四条の二第三項の基準確認証（以下この条及び次条において単に「基準確認証」という。）の交付を受けた者（次条において「基準確認証受領者」という。）は、基準確認証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に基準確認証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 厚生労働大臣が法第十四条の二の二第二項の規定により機構に基準確認証の交付を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前項中「納めなければならない」とあるのは「機構に納めなければならない」とする。

5 前項において読み替えて適用される第三項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

6 第八十条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等区分適合性調査を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより」とする。

（基準確認証の再交付）

第二十六条の五 基準確認証受領者は、基準確認証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、基準確認証を破り、又は汚した基準確認証受領者は、申請書にその基準確認証を添えなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 基準確認証受領者は、基準確認証の再交付を受けた後、失つた基準確認証を発見したときは、直ちに、厚生労働大臣に発見した基準確認証を返納しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第十四条の二の二第二項の規定により機構に基準確認証の交付を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、第二項及び前項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、第三項中「納めなければならない」とあるのは「機構に納めなければならない」とする。

6 前項において読み替えて適用される第三項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

7 第八十条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等区分適合性調査を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより」とする。

（医薬品等区分適合性調査台帳）

第二十六条の六 厚生労働大臣は、医薬品等区分適合性調査に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 厚生労働大臣が法第十四条の二の二第二項の規定により機構に医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

3 第八十条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等区分適合性調査を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十四条の二 の第二項	医薬品等審査等	行つたとき、又は前項の規定による届出を受理した	行つた
第十四条の二 の第二項	医薬品等審査等	結果又は届出の状況	結果
第十四条の七 の第二項	厚生労働大臣	医薬品等変更計画確認等	医薬品等変更計画確認等
第十四条の七 の第二項	厚生労働大臣	機構	機構
第十四条の七 の第二項	第一項の 同項各号 、第三項	第一項各号	第一項各号
第十四条の七 の第二項	第十四条第二項第四号	第十四条第二項第四号(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)	第十四条第二項第四号(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)

第三十二条の五 (医薬品等適合性確認の結果の通知)

法第十四条の七の第三項若しくは第八項(これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。)の規定又は第八十条第二項(第七号に係る部分に限る。)の規定により医薬品等適合性確認を行う者(以下この条において「医薬品等適合性確認実施者」という。)と、医薬品等製造販売許可権者又は法第十四条の七の第二項若しくは第八項(これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。)の規定により当該品目に係る変更計画の確認を行う者(以下この条において「医薬品等変更計画確認権者」という。)が異なる場合には、医薬品等適合性確認実施者は、医薬品等適合性確認を行つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を機構を経由して医薬品等製造販売許可権者又は医薬品等変更計画確認権者に通知しなければならない。

第三十二条の六 (医薬品等適合性確認台帳)

厚生労働大臣は、医薬品等適合性確認に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

厚生労働大臣が法第十四条の七の第二項第八項の規定により機構に医薬品等適合性確認を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

第八十条第二項(第七号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が医薬品等適合性確認を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第三十四条第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改める。
第三十六条中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改める。

第三十七条の二十三を次のように改める。

(医療機器等適合性調査の結果の通知)

第三十七条の二十三 第八十条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が行つた法第二十三条の二第一項の許可に係る医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等適合性調査については、当該医療機器等適合性調査を行つた者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第四十三条の二中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改める。

第四十三条の九中「第二十三条の二十二第三項(同条第七項)」を「第二十三条の二十二第四項(同条第九項)」に改める。

第四十三条の十四中「第六項」を「第八項」に改める。

第四十三条の十六中「第二十三条の二十二第三項(同条第七項)」を「第二十三条の二十二第四項(同条第九項)」に改める。

第四十三条の二十一中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三条の二十二第八項」に改める。

第四十三条の二十二中「第九項」を「第十一項」に改める。

第四十三条の二十四第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、含む。の」を「含む。又は第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。の)」に改める。

第四十三条の二十五を次のように改める。

(再生医療等製品適合性調査の結果の通知)

第四十三条の二十五 第八十条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が行つた法第二十三条の二十第一項の許可に係る再生医療等製品の再生医療等製品適合性調査については、当該再生医療等製品適合性調査を行つた者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第四十三条の二十七第一項中「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に、「第九項」を「第十一項」に改める。

第四十三条の二十八中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改める。

第五章中第四十三条の三十六を第四十三条の四十六とし、第四十三条の三十五を第四十三条の四十五とする。

第四十三条の三十四の表第二十三條の二十七第一項の項中欄中「審査並びに」を「審査」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、含む。の下に「並びに」第八項並びに第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第二項の規定による調査並びに第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第三項の規定による基準確認証の交付及び第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定による基準確認証の返還の交付」を加え、同項下欄中「第二十三條の三十一第五項(第二十三條の三十九において準用する場合を含む。の)」の下に「の規定による調査」を加え、同表第二十三條の二十七第三項の項中「又は同条第六項(同条第九項)」を、「同条第六項(同条第十一項)」に、「の調査」を「若しくは第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第二項の規定による調査の申請者又は第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定による調査の申請者又は第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定により基準確認証を返還する者は、機構が行う審査、調査若しくは基準確認証の交付を受け、又は機構に基準確認証を返還しなければ」に改め、「再評価」の下に「の申請者は、機構が行う再生医療等製品確認等を受けなければ」を加え、同条を第四十三條の四十とし、同条の次に次の四條を加える。

<p>第二十三條の二十七第三項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>（再生医療等製品変更計画確認台帳） 第四十三條の四十一 厚生労働大臣は、法第二十三條の三十二の二第二項（法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）の確認（次項において「再生医療等製品変更計画確認」という。）に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。 2 厚生労働大臣が法第二十三條の三十二の二第八項（法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）次条第三項において同じ。）の規定により機構に再生医療等製品変更計画確認を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。 （再生医療等製品適合性確認の申請等） 第四十三條の四十二 法第二十三條の三十二の二第三項（法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「再生医療等製品適合性確認」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請しなければならない。 2 厚生労働大臣は、再生医療等製品適合性確認に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。 3 厚生労働大臣が法第二十三條の三十二の二第八項の規定により機構に再生医療等製品適合性確認を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。 （機構による再生医療等製品変更計画確認及び再生医療等製品適合性確認の実施に関する技術的読替え） 第四十三條の四十三 法第二十三條の三十二の二第九項（法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第二十三條の二十七第三項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等の申請者</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>前項 に再生医療等製品審査等 当該再生医療等製品審査等 とする。この場合において、厚生労働大臣は、第二十三條の二十五の承認をするときは、機構が第六項の規定により通知する再生医療等製品審査等の結果を考慮しなければならない</p>
<p>第二十三條の二十七第三項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等</p>	<p>再生医療等製品変更計画確認等の申請者</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>第二十三條の三十二の二第八項（第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）次項において同じ。） に第二十三條の三十二の二第一項及び第三項（これらの規定を第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「再生医療等製品変更計画確認等」という。） 当該再生医療等製品変更計画確認等とする</p>

<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>
<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>
<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>
<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>
<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>
<p>第二十三條の二十七第六項</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>	<p>再生医療等製品審査等</p>

第四十三條の四十四 第八十條第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が行った法第二十三條の二十第一項の許可に係る再生医療等製品の再生医療等製品適合性確認については、当該再生医療等製品適合性確認を行った者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第四十三條の三十三を第四十三條の三十九とする。
第四十三條の三十二の表第二十三條の二十五第十一項の項中「第二十三條の二十五第十一項」を「第二十三條の二十五第十三項」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同表第二十三條の二十七第七項の項中「審査並びに」を「審査、」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、「含む、」の下に「並びに第八項並びに第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第二項の規定による調査並びに第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定による基準確認証の交付及び第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定による基準確認証の返還の受付」を加え、同項下欄中「第二十三條の二十九第五項（第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）」の下に「の規定による調査」を加え、同表第二十三條の二十七第三項の項中「又は同条第六項（同条第九項）を」、「同条第六項（同条第十一項）」に、「の調査」を「若しくは第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第二項の規定による調査の申請者又は第二十三條の二十五の二において準用する第十四條の二第五項の規定により基準確認証を返還する

（再生医療等製品適合性確認の結果の通知）
第四十三條の四十四 第八十條第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が行った法第二十三條の二十第一項の許可に係る再生医療等製品の再生医療等製品適合性確認については、当該再生医療等製品適合性確認を行った者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

者は、機構が行う審査、調査若しくは基準確認証の交付を受け、又は機構に基準確認証を返還しなければ、「再審査」の下に「申請者は、機構が行う再生医療等製品確認等を受けなければ」を加え、同条を第四十三條の三十八とする。

第四十三條の三十一を第四十三條の三十七とし、第四十三條の三十を第四十三條の三十六とし、第四十三條の二十九を第四十三條の三十四とし、同条の次に次の一条を加える。

(再生医療等製品区分適合性調査の申請)

第四十三條の三十五 厚生労働大臣が法第二十三條の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品区分適合性調査を行わせることとした場合における法第二十三條の二十五の二において準用する法第十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

第四十三條の二十八の次に次の五条を加える。

(再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知)

第四十三條の二十九 第八十條第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が行つた法第二十三條の二十第一項の許可に係る再生医療等製品の法第二十三條の二十五の二において準用する法第十四條の二第二項の規定による調査(以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。)については、当該再生医療等製品区分適合性調査を行つた者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

(基準確認証の有効期間)

第四十三條の三十 法第二十三條の二十五の二において準用する法第十四條の二第四項の政令で定める期間は、三年とする。

(基準確認証の書換え交付)

第四十三條の三十一 法第二十三條の二十五の二において準用する法第十四條の二第三項の基準確認証(以下この条及び次条において単に「基準確認証」という。)の交付を受けた者(次条において「基準確認証受領者」という。)は、基準確認証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に基準確認証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 厚生労働大臣が法第二十三條の二十七第一項の規定により機構に基準確認証の交付を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前項中「納めなければならない」とあるのは「機構に納めなければならない」とする。

5 前項において読み替えて適用される第三項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

(基準確認証の再交付)

第四十三條の三十二 基準確認証受領者は、基準確認証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、基準確認証を破り、又は汚した基準確認証受領者は、申請書にその基準確認証を添えなければならない。

3 第一項の規定による申請をする場合には、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 基準確認証受領者は、基準確認証の再交付を受けた後、失つた基準確認証を発見したときは、直ちに、厚生労働大臣に発見した基準確認証を返納しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第二十三條の二十七第一項の規定により機構に基準確認証の交付を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、第二項及び前項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、第三項中「納めなければならない」とあるのは「機構に納めなければならない」とする。

6 前項において読み替えて適用される第三項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

(再生医療等製品区分適合性調査台帳)

第四十三條の三十三 厚生労働大臣は、再生医療等製品区分適合性調査に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 厚生労働大臣が法第二十三條の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品区分適合性調査を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

第五十三條の表第四十條第一項において準用する第八條第二項の項の次に次のように加える。

第四十條第一項において準用する第七條第三項	薬局	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所
-----------------------	----	-----------------------------------

第五十三條の表第四十條第一項において準用する第八條第二項の項の次に次のように加える。	薬局の管理者が行う薬局	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者が行うその営業所
--	-------------	---

第四十條第一項において準用する第八條第三項	薬局の管理者が遵守すべき	その営業所の管理者が遵守すべき
-----------------------	--------------	-----------------

第五十三條の表第四十條第一項において準用する第九條第二項の項の次に次のように加える。	薬局開設者は、薬局	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業は、高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所
	薬局開設者の業務	当該販売業者又は貸与業者の業務
	薬局の管理に関する業務に	その営業所の管理に関する業務に
	薬局の管理者	その営業所の管理者
	二 薬局	二 その営業所
	薬局開設者の薬事	販売業者又は貸与業者の薬事
	薬局開設者の従業者	当該販売業者又は貸与業者の従業者

第四十條第一項において準用する第九條の二第二項	薬局開設者	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者
-------------------------	-------	---------------------------------

第五十三條の表第四十條第二項において準用する第九條第一項の項の次に次のように加える。	薬局開設者は、薬局	管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条において同じ)の販売業者又は貸与業者は、管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所
--	-----------	---

第四十條第二項において準用する第九條の二第二項	薬局開設者	管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条において同じ)の販売業者又は貸与業者は、管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所
-------------------------	-------	---

第四十条第二項において準用する第九条の二第二項	薬局開設者の業務 薬局の管理に関する業務に 薬局の管理者 二 薬局 薬局開設者の薬事 薬局開設者の従業者 薬局開設者	当該販売業者又は貸与業者の業務 その営業所の管理に関する業務に その営業所の管理者 二 その営業所 販売業者又は貸与業者の薬事 当該販売業者又は貸与業者の従業者 管理医療機器の販売業者又は貸与業者
-------------------------	--	--

第五十四条中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改める。
 第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第八条第一項の項の前に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第七條第三項	薬局	再生医療等製品の販売業の営業所
-------------------------	----	-----------------

第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第八条第二項の項の次に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第八條第三項	薬局の管理者が行う薬局 薬局の管理者が遵守すべき	再生医療等製品の販売業の営業所の 管理者が行うその営業所 その営業所の管理者が遵守すべき
-------------------------	-----------------------------	--

第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第九条第二項の項の次に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第九條の二第一項	薬局開設者は、薬局 薬局開設者の業務 薬局の管理に関する業務に 薬局の管理者 二 薬局 薬局開設者の薬事 薬局開設者の従業者 薬局開設者	再生医療等製品の販売業者は、再生 医療等製品の販売業の営業所 当該販売業者の業務 その営業所の管理に関する業務に その営業所の管理者 二 その営業所 販売業者の薬事 当該販売業者の従業者 再生医療等製品の販売業者
---------------------------	---	--

第六十六条第一項中「第六項」を「第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。
 第六十七条の五の五第三項の場合における法第七十五条の五の二第二項、第七十五条の五の三及び第七十五条の五の四の規定の適用

第六十七条の三 法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の五の二第二項に規定する取引（以下この条及び第六十七条の六において「課徴金対象行為後取引」という。）又は同項に規定する措置（以下この条及び第六十七条の六において「誇大広告等解消措置」という。）は、法第七十五条の五の五第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った課徴金対象行為（法第七十五条の五の二第二項に規定する課徴金対象行為をいう。次条から第六十七条の八までにおいて同じ。）について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置とみなして、法第七十五条の五の二第二項の規定を適用する。

第六十七条の四 法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八條第一項の規定による命令（以下この条及び第六十七条の七において「不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第十一條の規定により課徴金の納付を命じないもの（以下この条及び第六十七条の七において「不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除」という。）とされたときは、法第七十五条の五の五第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受け、又は不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除とされたものとみなして、法第七十五条の五の三の規定を適用する。

第六十七条の五 法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の五の四の規定による報告は、同項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。
 （法第七十五条の五の五の四の場合における法第七十五条の五の二第二項、第七十五条の五の三及び第七十五条の五の四の規定の適用）

第六十七条の六 法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置は、同項の規定により同項に規定する特定事業承継子会社等（以下単に「特定事業承継子会社等」という。）がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行った課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置とみなして、法第七十五条の五の二第二項の規定を適用する。

第六十七条の七 法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受けたとき、又は不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除とされたときは、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受け、又は不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除とされたものとみなして、法第七十五条の五の三の規定を適用する。

第六十七条の八 法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の五の四の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

第七十二条第二項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、「及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。」の下に「又は第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に、「第十四條の二第一項」を「第十四條の二の二第一項」に改める。

第七十三條の六第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、「及び法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。」の下に「又は第八項（法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。）を加える。

第七十四條第二項及び第七十四條の二第二項中「規定を除く。」の下に「第六十八條の二から第六十八條の四の四まで」を加え、「及び第六十八條の二十」を「第六十八條の二十及び第六十八條の二十の二」に改める。

第七十四條の三第二項中「及び第九章（法第六十五條の五）を、第九章（法第六十五條の四）に、「第六十五條の六」を「第六十五條の五」に改め、「除く。」の下に「及び第六十八條の二から第六十八條の二の四まで」を加える。

第七十四條の四第四項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第五項中「第十二條の二第一号及び第二号」を「第十二條の二」に改める。

第七十五條第五項中「第五十二條第一項中」の下に「その容器又は被包」とあるのは「これに添付する文書（以下この項において「添付文書」という。）若しくはその容器若しくは被包」と、を入手するために必要な番号、記号その他の符号が」とあるのは「及び第十四條の三第一項（第二十九條の二の承認を受けている旨の情報を入力するために必要な番号、記号その他の符号が記載され、かつ、その容器若しくは被包に添付文書に当該注意事項等情報が記載されているときは、当該添付文書及びその容器若しくは被包）に、当該承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより」と、同条第二項中「添付する文書」とあるのは「添付する文書（以下この項において「添付文書」という。）と、」を加え、「これに添付する文書及び」を削り、「に、第十四條の三第一項（第二十九條の二の承認を受けている旨の情報を入力するために必要な番号、記号その他の符号が記載され、かつ、その容器若しくは被包に添付文書に当該注意事項等情報が記載されているときは、当該添付文書及びその容器若しくは被包）に、当該承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより」と、同条第二項中「添付する文書」とあるのは「添付する文書（以下この項において「添付文書」という。）と、」を加え、「に、第二十三條の二の八第一項（第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。）を「添付文書に次に掲げる事項が記載されているときは、当該添付文書及びその容器又は被包」に、第二十三條の二の八第一項」に、「第六十五條の三中「記載されていなければ」とあるのは「」を「第六十五條の三中「その容器又は被包」とあるのは「これに添付する文書（以下この条において「添付文書」という。）若しくはその容器若しくは被包」と、を入手するために必要な番号、記号その他の符号が」とあるのは「及び第二十三條の二十八第一項（第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條の二十五若しくは第二十三條の三十七の承認を受けている旨の情報を入手するために必要な番号、記号その他の符号が記載され、又は添付文書若しくはその容器若しくは被包に、当該注意事項等情報が」に、又は被包に、第二十三條の二十八第一項（第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條の二十五又は第二十三條の三十七の承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより記載されていなければ」を「若しくは被包（添付文書に当該注意事項等情報が記載されているときは、当該添付文書及びその容器若しくは被包）に、当該承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより」と改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十五條の五」を「第六十五條の四」に、「第十項若しくは第十二項」を

「第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第十項及び第十二項」を「第九項及び第十一項」に、「第六十五條の五」を「第六十五條の四」に、「第六十三條から第六十三條の三まで」を「第六十三條」に、「第六十三條第一項、第六十三條の二」を「第六十三條第一項」に改め、「第五十二條の三から前条まで」とあるのは「前二条」とを削り、から第六十五條の四まで」とあるのは「第六十五條の三」と、「第五十一條若しくは第五十二條の三から前条まで」とあるのは「前二条」を「第五十一條、第五十三條」とあるのは「第五十三條」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十五條の六」を「第六十五條の五」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「第六十五條の五」を「第六十五條の四」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の三項を加える。

13 法第八十條第八項に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品（第五項の規定により読み替えて適用する法第五十二條第一項、第六十三條の二第一項又は第六十五條の三の規定により、当該医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品に添付する文書又はその容器若しくは被包に、これらの規定に規定する番号、記号その他の符号が記載されているものに限る。）については、法第六十八條の二第一項及び第六十八條の二の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「注意事項等情報」とあるのは、「注意事項等情報及び第十四條の三第一項（第二十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條の二の八第一項（第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條の二の五若しくは第二十三條の二の十七の承認を受けている旨の情報又は第二十三條の二十八第一項（第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條の二十五若しくは第二十三條の三十七の承認を受けている旨の情報」とする。

14 法第八十條第八項に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品（第五項の規定により読み替えて適用する法第五十二條第一項、第六十三條の二第一項又は第六十五條の三の規定により、当該医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品に添付する文書又はその容器若しくは被包に、法第六十八條の二第二項に規定する注意事項等情報が記載されているものに限る。）については、法第六十八條の二第一項、第六十八條の二の二及び第六十八條の二の二の二の規定は、適用しない。

15 法第八十條第八項に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品については、法第六十八條の二の三の規定は、適用しない。

第八十條第一項第一号中「第十三項及び第十六項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第十七條第四項」を「第十七條第八項」に、「第七條第三項」を「第七條第四項」に、「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、同項第二号中「第二項」の下に「第七十二條の二の二」を加え、同項第五号中「第十三項及び第十四項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項第七号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、「含む。及び」の下に「第九項、第十四條の二（第四項を除く）、第十四條の七の二第三項並びに」を、「掲げるもの」の下に「法第十四條の二第四項を除く。」に規定する権限に属する事務にあつては、イ、ロ、ニ及びホ）を加え、同条第三項中「法第七十二條第一項及び第二項」の下に「第七十二條の二の二」を加え、同条第二号中「及び第二項」の下に「第七十二條の二の二」を加え、同項第四号中「第五項」を「第七項」に改め、同項第五号中「第二十三條の二の十四第六項」を「第二十三條の二の十四第十三項」に、「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、「第七十二條第二項」の下に「第七十二條の二の二」を加え、同条第四項中「及び第二項」の下に「第七十二條の二の二」を加える。

第八十一条第一項中「第十九条第二項」を「第十六条の三第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十六条の四第二項及び同条第五項において読み替えて適用される同条第二項、第四項、第十六条の六第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十六条の七第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十九条第二項」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に、「第二十四條第三項」を「第二十三條、第二十四條第三項」に、「第三十七條第二項」を「第二十六條の二、第二十六條の四第六項において読み替えて適用される同条第二項、第二十六條の五第七項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第二十六條の六第三項において読み替えて適用される同条第一項、第三十二條の三第三項において読み替えて適用される同条第一項、第三十二條の五、第三十二條の六第三項において読み替えて適用される同条第一項、第三十七條第二項」に改める。

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項、第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第二項中「第六十八條の二の四」を「第六十八條の二の五」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正)
 第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條」を「第三十八條」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 法第七十八條第一項第三号の二に掲げる者(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新を申請する者に限る。)が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万五千二百円とする。

第四条第一項中「第十三條第五項」を「第十三條第七項」に、「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改める。

第五条第二項中「第十三條第三項」を「第十三條第四項」に、「第十三條第五項」を「第十三條第七項」に、「に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される」を「に係る」に改める。

第六条第一項中「第十三條第六項」を「第十三條第八項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十三條第六項」を「第十三條第八項」に、「第十三條第五項」を「第十三條第七項」に、「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に係る手数料の額)
 第六条の二 法第七十八條第一項第六号の二に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる登録の更新の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 本邦に輸出される医薬品又は医薬部外品の外国における保管のみを行う製造所に係る登録の更新(次号に掲げるものを除く。) 二万三千四百円
- 二 本邦に輸出される専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の外国における保管のみを行う製造所に係る登録の更新 一万五千五百円

第七条第一項第二号中「第十四條第十三項」を「第十四條第十五項」に改め、同条第二項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される」を「に係る」に改める。

第七条の二第二項中「第十四條第十一項(同条第十三項)」を「第十四條第十三項(同条第十五項)」に改め、同条第二項中「第十四條第十項(同条第十三項)」を「第十四條第十二項(同条第十五項)」に、「第十四條第十一項(同条第十三項)」を「第十四條第十三項(同条第十五項)」に、「に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される」を「に係る」に改める。

第八条第一項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「の規定による」を「又は第九項(法第十九條の二第五項において準用する場合を含む。の規定による)」に改め、同条第二項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「の規定による」を「又は第九項(法第十九條の二第五項において準用する場合を含む。の規定による)」に、「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の基準確認証の交付に当たつての確認に係る手数料の額)
 第八条の二 法第七十八條第一項第八号の二に掲げる者(法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四條の二第二項(法第二十三條の二十五の二において準用する場合を含む。の確認を受けようとする者に限る。))が法第七十八條第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千円とする。

2 前項に規定する者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四條の二第二項(法第二十三條の二十五の二において準用する場合を含む。の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四條の二第二項(法第二十三條の二十五の二において準用する場合を含む。の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八條第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九条の次に次の二条を加える。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品)の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額)
 第九条の二 法第七十八條第一項第九号の二に掲げる者(法第十四條の七の二第二項(法第十九條の四において準用する場合を含む。の確認を受けようとする者に限る。))が法第七十八條第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品についての確認 イからヨまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイからヨまでに定める額
- イ 第七条第一項第一号イ(1)及び(3)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの(口に掲げるものを除く。) 二万六百元
- ロ 第七条第一項第一号イ(1)及び(3)に掲げる医薬品のうちワクチン、血液製剤その他の厚生労働省令で定めるものであつて、希少疾病用医薬品でないもの 二万六百元
- ハ 第七条第一項第一号イ(2)及び(4)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 二万六百元
- ニ 第七条第一項第一号イ(1)及び(3)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの(ホに掲げるものを除く。) 二万六百元
- ホ 第七条第一項第一号イ(1)及び(3)に掲げる医薬品のうちワクチン、血液製剤その他の厚生労働省令で定めるものであつて、希少疾病用医薬品であるもの 二万六百元
- ヘ 第七条第一項第一号イ(2)及び(4)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 二万六百元
- ト 第七条第一項第一号イ(5)に掲げる医薬品(子に掲げるものを除く。) 二万六百元
- チ 第七条第一項第一号イ(5)に掲げる医薬品のうちワクチン、血液製剤その他の厚生労働省令で定めるもの 二万六百元

リ 第七条第一項第一号イ(6)に掲げる医薬品 二万六千円
 ヌ 第七条第一項第一号イ(7)及びイ(9)に掲げる医薬品(ヨに掲げるものを除く。) 二万六千円
 ル 第七条第一項第一号イ(8)及びイ(10)に掲げる医薬品(ヨに掲げるものを除く。) 二万六千円
 ヲ 又及びルに掲げる医薬品に係る法第十四条の七の第二項(法第十九条の四において準用する場合を含む。)の確認の申請(以下この条において「確認申請」という。)をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る確認申請をする場合における当該医薬品(力に掲げるものを除く。) 二万六千円
 ヱ 第七条第一項第一号イ(11)からイ(13)までに掲げる医薬品(力に掲げるものを除く。) 二万六千円

カ ワに掲げる医薬品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る確認申請をする場合における当該医薬品 二万六千円
 コ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品 二万六千七百円
 ク 医薬部外品(口からホまでに掲げるものを除く。) 一万九千七百円
 ケ イに掲げる医薬部外品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る確認申請をする場合における当該医薬部外品 一万九千七百円
 ケ 防除用医薬部外品(二及びホに掲げるものを除く。) 二万六千円
 コ ハに掲げる医薬部外品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る確認申請をする場合における当該医薬部外品 二万六千円
 ホ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品 一万四千七百円
 コ 化粧品についての確認 一万九千七百円
 ケ (動物用医薬品及び動物用医薬部外品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額)

第九條の三 法第七十八條第一項第九号の二に掲げる者(法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の第二項(法第十九条の四において準用する場合を含む。))の確認を受けようとする者に限る。が法第七十八條第一項の規定により国内に納めなければならない手数料の額は、一万二千円とする。
 2 前項に規定する者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の第二項(法第十九条の四において準用する場合を含む。))の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の第二項(法第十九条の四において準用する場合を含む。))の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八條第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 3 第四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
 3 第十九條第一項中「第二十三條の二十二第五項」を「第二十三條の二十二第七項」に、「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改める。

第二十一條第一項中「第二十三條の二十二第六項」を「第二十三條の二十二第八項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十三條の二十二第六項」を「第二十三條の二十二第八項」に、「第二十三條の二十二第五項」を「第二十三條の二十二第七項」に、「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改める。
 第二十二條第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第二十三條の二十五第十一項」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第二十三條の二十五第十一項」に改める。
 第二十三條第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「含む。」を「含む。」又は第八項(法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。))の「を」を「含む。」又は第八項(法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。))の「に」を「法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に改める。
 第二十四條の次に次の二条を加える。
 (再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額)
 第二十四條の二 法第七十八條第一項第二十五号の二に掲げる者(法第二十三條の三十二の第二項(法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。))の確認を受けようとする者に限る。が法第七十八條第一項の規定により国内に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 再生医療等製品についての確認(次号に掲げるものを除く。) 二万八千四百円
 二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品についての確認 二万六千七百円
 (動物用再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額)
 第二十四條の三 法第七十八條第一項第二十五号の二に掲げる者(法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三條の三十二の第二項(法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。))の確認を受けようとする者に限る。が法第七十八條第一項の規定により国内に納めなければならない手数料の額は、一万二千円とする。
 2 前項に規定する者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三條の三十二の第二項(法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。))の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三條の三十二の第二項(法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。))の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八條第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 3 第四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
 3 第二十五條第一項中「第四十條の二第四項第一号」を「第四十條の二第五項」に、「法第七十八條第一項第二十六号に掲げる者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される」を「同号に掲げる者に係る」に改める。
 第二十七條第一項中「第四十條の二第五項」を「第四十條の二第七項」に改め、同条第二項中「第四十條の二第五項」を「第四十條の二第七項」に、「法第四十條の二第四項第一号」を「第四十條の二第五項」に、「法第七十八條第一項」を「法第七十八條第一項」に、「法第四十條の二第五項」を「第四十條の二第七項」に、「法第七十八條第一項」を「法第四十條の二第五項」に、「法第七十八條第一項第二十八号に掲げる者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される」を「同号に掲げる者に係る」に改める。

第二十九条中「若しくは製造業者」の下に、「法第十三条の二の二第一項の登録を受けた者」を、「受けた医薬品等外国製造業者」の下に、「法第十三条の三の二第一項の登録を受けた医薬品等外国製造業者」を、「法第十四条の二第三項(法第二十三条の二五の二において準用する場合を含む)の基準確認証をいう。第四号において同じ。」の交付を受けた者」を、「第十二条第三項の下に、「第十六条の四第三項」を、「第十八条の二第三項」の下に、「第十八条の八第三項、第二十六條の四第三項」を加え、「又は第四十三條の十八第三項」を、「第四十三條の十八第三項又は第四十三條の三十一第三項」に改め、同条第三号中「八まで」を「八まで」に改め、同号中八をへとし、口をホとし、同号イ中「八」を「へ」に改め、同号中イをホとし、その前に次のように加える。

イ 医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録証(八に掲げるものを除く。)

九千七百円

口 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録証(八に掲げるものを除く。)

四千五百円

ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品に係る医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録証 三千円

第二十九条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 基準確認証(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は再生医療等製品に係るものに限る)の書換え交付 三千円

第三十条中「第十三条第三項」の下に、「第十六条の五第三項」を、「第十八条の三第三項」の下に、「第十八条の九第三項、第二十六條の五第三項」を加え、「又は第四十三條の十九第三項」を、「第四十三條の十九第三項又は第四十三條の三十二第三項」に改め、同条第三号中「八まで」を「八まで」に改め、同号ハ中「前条第三号ハ」を「前条第三号ヘ」に改め、同号中ハをへとし、同号ロ中「前条第三号ロ」を「前条第三号ホ」に改め、同号中ロをホとし、同号イ中「前条第三号イ」を「前条第三号ニ」に改め、同号中イをホとし、その前に次のように加える。

イ 前条第三号イに掲げる登録証 一万九千七百円

ロ 前条第三号ロに掲げる登録証 四千五百円

ハ 前条第三号ハに掲げる登録証 三千円

第三十条第四号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第四号に規定する基準確認証の再交付 三千円

第三十一条第一項中「第十三条第五項(同条第七項)を「第十三条第七項(同条第九項)に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同項第一号中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同項第三号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に、「第十三条第七項」を「同条第五項」に改める。

第三十二条の見出し中「医薬品等審査等」を「医薬品等に係る審査及び調査」に改め、同条第一項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改め、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第五項」に改め、同条第二項及び第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第五項」に改め、同条第五項中「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改め、同条第五項中「第十四条の二の二第二項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十五項」に、「の規定による」を「又は第九項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む」の規定による」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号イ(1)中「九十六万千円」に改め、同号イ(2)中「百二十一万八千五百円」を「百十五万千円」に改め、同号ロ(1)中「百六十七万五千円」を「百八十七万五千円」に改め、同号ロ(2)中「百三十四万七千円」を「百二十七万九千円」に改め、同号ハ中「又はロ」を「及びロ」に改め、同号ハ(1)中「六十六万九千四百円」を「六十三万二千五百円」に改め、同号ハ(2)中「八十四万三千二百円」を「七十九万六千七百円」に改め、同号ニ(1)中「四十八万六千円」を「四十五万九千二百円」に改め、同号ニ(2)中「六十一万二千三百円」を「五十七万八千五百円」に改め、同項第二号中「第十三項」を「第十五項」に、「又はロ」を「から二まで」に改め、同号イ中「調査」の下に「(ロに掲げるものを除く。)」を加え、「九万九千九百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「調査」の下に「(ニに掲げるものを除く。)」を加え、「十二万二千二百円」を「十一万五千三百円」に改め、同号ロ中をホとし、イの次に次のように加える。

法第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所についての調査 四万三千四百円

第三十二条第五項第二号に次のように加える。

二 法第十三条の三の二第一項の登録を受けた製造所についての調査 五万七千六百円

第三十二条第五項第三号中「又は医薬部外品についての調査」を「若しくは医薬部外品についての調査又は法第十四条第九項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む)の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」に改め、同号イ(1)中「九十一万七千七百円」を「八十六万六千五百円」に改め、同号イ(2)中「百十七万四千五百円」を「百十万九千八百円」に改め、同号ロ(1)中「六十五万五千五百円」を「六十一万五千六百円」に改め、同号ロ(2)中「八十二万五千三百円」を「七十七万九千八百円」に改め、同号ハ(1)中「四十七万二千三百円」を「四十四万六千二百円」に改め、同号ハ(2)中「五十九万八千六百円」を「五十六万五千六百円」に改め、同号ニ(1)中「又は(2)」を「から(4)まで」に改め、同号ニ(1)中「(2)に掲げるものを除く。)」を加え、「三十八万二千七百円」を「三十六万六千六百円」に改め、同号ニ(2)中「(4)に掲げるものを除く。)」を加え、「四十九万七千六百円」を「四十七万七百円」に改め、同号ニ(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所についての調査 十八万八千八百円、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

第三十二条第五項第三号に次のように加える。

(4) 法第十三条の三の二第一項の登録を受けた製造所についての調査 二十三万五千円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

第三十二条第六項中「及び次項」を「から第八項まで」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号イ中「九万九千九百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「十二万二千二百円」を「十一万五千三百円」に改め、同項第二号中「又は医薬部外品についての調査」を「若しくは医薬部外品についての調査又は法第十四条第九項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む)の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」に改め、同号イ中「三十八万二千七百円」を「三十六万六千六百円」に改め、同号ロ中「四十九万七千六百円」を「四十七万七百円」に改め、同条第七項中「外国にある」を削り、機構職員の旅費相当額を「次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内にある製造所又は施設についての調査 二十三万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二 外国にある製造所又は施設についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

ロ 二十万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

第三十二条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十五項」に改め、「第八十条第一項」との下に、「調査又は法第十四条第九項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む)の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」とあるのは「調査」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十四条第十項(同条第十三項)を「第十四条第二項」を加え、同条第十四条の二の二第一項に、「第十四条第十項(同条第十三項)を「第十四条第十三項(同条第十五項)に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

第三十二条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十五項」に改め、「第八十条第一項」との下に、「調査又は法第十四条第九項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む)の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」とあるのは「調査」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十四条第十項(同条第十三項)を「第十四条第二項」を加え、同条第十四条の二の二第一項に、「第十四条第十項(同条第十三項)を「第十四条第十三項(同条第十五項)に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する調査を申請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八條第二項の政令で定める手数料の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項に定める額から、当該調査に係る製造所又は施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。
 (機構による医薬品、医薬部外品及び化粧品品の基準確認証の交付に当たつての調査に係る手数料の額)

第三十二條の二 機構が法第十四條の二の二第一項(法第十九條の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四條の二第二項の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第八十條第二項第七号イ、ロ、二及びホに掲げる医薬品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査(第四号に掲げるものを除く。) 百十六万五千二百円に、四万四千円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

二 無菌医薬品(無菌化された医薬品をいい、前号に規定する医薬品を除く。)又は無菌医薬部外品(無菌化された医薬部外品をいう。)の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査(第四号及び第五号に掲げるものを除く。) 八十一万八千七百円に、一万七千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

三 前二号に規定する医薬品及び医薬部外品以外の医薬品又は医薬部外品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査(次号及び第五号に掲げるものを除く。) 五十九万三千八百円に、一万三千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

四 前三号に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法のうち、包装、表示又は保管のみを行う製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査(次号に掲げるものを除く。) 四十九万三千六百円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

五 第二号又は第三号に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法のうち、保管(法第十三條の二の二第一項に規定する保管をいう。)のみを行う製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査 二十四万六千八百円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

2 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八條第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 国内にある製造所についての調査 二十三万三千元に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二 外国にある製造所についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

ロ 二十万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、同時に二以上の同項各号に掲げる調査の区分について同一の製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八條第二項の政令で定める手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項に定める額から、当該調査に係る製造所の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

4 機構が法第十四條の二の二第二項(法第十九條の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四條の二第三項の規定による基準確認証の交付を受けた者が、令第二十六條の四第四項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は令第二十六條の五第五項の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、一万円とする。
 (機構による医薬品、医薬部外品及び化粧品品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額)

第三十二條の三 機構が法第十四條の七の二第八項(法第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四條の七の二第二項(法第十九條の四において準用する場合を含む。)の確認を受けようとする者が、法第七十八條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医薬品についての確認 イから力までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイから力までに定める額

イ 第九条の二第一号イに掲げる医薬品 八十五万四千四百円

ロ 第九条の二第一号ロに掲げる医薬品 百三十八万六千八百円

ハ 第九条の二第一号ハに掲げる医薬品 三十二万三千円

ニ 第九条の二第一号ニに掲げる医薬品 七十万六千九百円

ホ 第九条の二第一号ホに掲げる医薬品 百十四万七千七百円

ヘ 第九条の二第一号ヘに掲げる医薬品 三十二万三千円

ト 第九条の二第一号トに掲げる医薬品 八十五万四千四百円

チ 第九条の二第一号チに掲げる医薬品 百三十八万六千八百円

リ 第九条の二第一号リに掲げる医薬品 三十二万三千円

ル 第九条の二第一号ルに掲げる医薬品 八十五万四千四百円

リ 第九条の二第一号リに掲げる医薬品 三十二万三千円

ヲ 第九条の二第一号ヲに掲げる医薬品 三十二万三千円

ワ 第九条の二第一号ワに掲げる医薬品 三十八万二千二百円

カ 第九条の二第一号カに掲げる医薬品 五万八千八百円

二 医薬部外品についての確認 イから二までに掲げる医薬部外品の区分に応じ、それぞれイから二までに定める額

イ 第九条の二第二号イに掲げる医薬部外品 三十五万五千九百円

ロ 第九条の二第二号ロに掲げる医薬部外品 五万五千九百円

ハ 第九条の二第二号ハに掲げる医薬部外品 三十八万二千二百円

ニ 第九条の二第二号ニに掲げる医薬部外品 五万八千八百円

三 化粧品についての確認 三十三万七千三百円

2 機構が法第十四條の七の二第八項(法第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四條の七の二第三項(法第十九條の四において準用する場合を含む。)の確認を受けようとする者が、法第七十八條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医薬品又は医薬部外品についての確認(次号に掲げるものを除く。) イから二までに掲げる医薬品又は医薬部外品の区分に応じ、それぞれイから二までに定める額

イ 令第八十條第二項第七号イ、ロ、二又はホに掲げる医薬品 (1)又は(2)に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 九十万八千四百円

(2) 外国にある製造所についての確認 百十五万四千四百円

令第八十条第二項第七号ハに掲げる医薬品 (1)又は(2)に掲げる確認の区分に応じ、それぞ
れ(1)又は(2)に定める額
(1) 国内にある製造所についての確認 百万八千七百円
(2) 外国にある製造所についての確認 百二十七万二千九百円

ハ 製造工程において滅菌された医薬品（イ及びロに掲げる医薬品を除く。）又は医薬部外品
(1)又は(2)に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1) 国内にある製造所についての確認 六十三万二千五百円
(2) 外国にある製造所についての確認 七十九万六千七百円

二 イからハまでに掲げる医薬品又は医薬部外品の医薬品又は医薬部外品 (1)又は(2)に掲
げる確認の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1) 国内にある製造所についての確認 四十五万九千二百円
(2) 外国にある製造所についての確認 五十七万八千五百円

二 医薬品又は医薬部外品についての確認（医薬品又は医薬部外品の製造工程のうち包装、表示
又は保管のみについて行うものに限る。）イから二までに掲げる確認の区分に応じ、それぞ
れイから二までに定める額
イ 国内にある製造所についての確認（ロに掲げるものを除く。） 八万六千八百円

ロ 法第十三条の二の第二項の登録を受けた製造所についての確認 四万三千四百円
ハ 外国にある製造所についての確認（二に掲げるものを除く。） 十一万五千三百円
二 法第十三条の三の第二項の登録を受けた製造所についての確認 五万七千六百円

3 前項に規定する者が医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設（以下この条におい
て「施設」という。）において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同項に規定
する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項
に定める額に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
一 国内にある施設についての確認 八万六千八百円
二 外国にある施設についての確認 十一万五千三百円

4 前二項に規定する者に係る前二項に規定する確認につき、機構が、当該確認を行うため、当該
職員を、製造所又は施設の所在地に出張させる必要があると認められる場合における前二項に規定す
る者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、前二
項に定める額に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
一 国内にある製造所又は施設についての確認 二十三万円に、機構職員の旅費相当額の計算の
基礎となる旅行日数を乗じて得た額
二 外国にある製造所又は施設についての確認 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額
ロ 二十万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

5 第二項及び第三項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する確認を申
請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の
額は、前三項の規定にかかわらず、前三項に定める額から、当該確認に係る製造所又は施設の重
複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

第三十五条第一項中「第二十三条の二十二第二項（同条第七項）を「第二十三条の二十二第二項
（同条第九項）に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「第
二十三条の二十三第二項」を「第二十三条の二十二第二項」に改め、同条第五項」を「同条第七項」に
改め、同項第三号中「第二十三条の二十二第二項」を「第二十三条の二十二第二項」に改め、同項第
七項」を「同条第九項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第二十三
条の二十五」を「第二十三条の二十二第七項（ロ）に、「第二十三条の二十二第七項において準用す
る場合」を「第二十三条の二十二第九項において準用する場合」に改め、同項第一号中「第二十三
条の二十二第五項」を「第二十三条の二十二第七項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二十三
第二項」を「第二十三条の二十二第二項」に、「第二十三条の二十二第五項」を「第二十三条の二十三
第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三条の二十二第八項」
に、「第二十三条の二十二第七項」を「第二十三条の二十二第九項」に、「同条第五項」を「同条第七
項」に改める。

第三十六条の見出し中「再生医療等製品審査等」を「再生医療等製品に係る審査及び調査」に改
め、同条第一項第二号中「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第九項」に改め、
同条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項第四号中「同条第九項」を「同条第十
九項」を「第二十三条の二十七第五項」に改め、「同条第九項」に「の規定による」を「又は第八項（法
第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同項第一号中「第
九項」を「第十一項」に改め、同号イ中「百六万七千五百円」を「百八万七千七百円」に改め、同号
ロ中「百三十四万七千七百円」を「百二十七万二千九百円」に改め、同項第二号中「第九項」を「第
十一項」に改め、同号イ中「九万九千九百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「十二万二千
二百円」を「十一万五千三百円」に改め、同項第三号中「この調査」の下に「又は法第二十三条
の二十五第八項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の調査を加え、同
号イ(1)中「百二十三万五千五百円」を「八十六万六千五百円」に改め、同号イ(2)中「百三十三万二千
三百円」を「百十万九千九百円」に改め、同号ロ(1)中「三十七万二千九百円」を「三十六万六千六百円」に改
め、同号ロ(2)中「四十八万七千八百円」を「四十七万九百円」に改め、同条第六項中「及び次項」を
「から第八項まで」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十一項」に改め、同号イ中「九万九千九
百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「十二万二千九百円」を「十一万五千三百円」に改
め、同項第二号中「この調査」の下に「又は法第二十三条の二十五第八項（法第二十三条の三十
七第五項において準用する場合を含む。）の調査」を加え、同号イ中「三十七万二千九百円」を「三
十六万六千六百円」に改め、同号ロ中「四十八万七千八百円」を「四十七万九百円」に改め、同条第七
項中「外国にある」を削り、「機構職員の旅費相当額」を「次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当
該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 国内にある製造所又は施設についての調査 二十三万円に、機構職員の旅費相当額の計算の
基礎となる旅行日数を乗じて得た額
二 外国にある製造所又は施設についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額
ロ 二十万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

第三十六条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八
項中「第九項」を「第十項」に改め、「第八十条第三項」との下に「調査又は法第二十三条の
二十五第八項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の調査」とあるのは「調
査」とを加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。
8 第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する調査を申
請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の
額は、前三項の規定にかかわらず、前三項に定める額から、当該調査に係る製造所又は施設の重
複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。
本則に次の二条を加える。
(機構による再生医療等製品の基準確認証の交付に当たつての調査に係る手数料の額)
第三十七条 機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用す
る場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の第二
項の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなけれ
ばならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 再生医療等製品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査（次号に掲げ
るものを除く。） 百十六万五千二百円に、四万四千円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額
及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額
二 再生医療等製品の製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法のうち、包装、表示又は保管
のみを行う製造工程に係る製造管理又は品質管理の方法についての調査 四十九万三千六百円
に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売
業者の数を乗じて得た額を加算した額

2 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 国内にある製造所についての調査 二十万五千円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二 外国にある製造所についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

ロ 二十万五千円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、同時に二以上の同項各号に掲げる調査の区分について同一の製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項に定める額から、当該調査に係る製造所の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

4 機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第三項の規定による基準確認証の交付を受けた者が、令第四十三条の三十一第四項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は令第四十三條の三十二第五項の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、一万千円とする。

第三十八条 機構が法第二十三条の三十二の二第八項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の三十二の二第二項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再生医療等製品についての確認（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる確認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある製造所についての確認 百万八千七百円

ロ 外国にある製造所についての確認 百二十七万二千九百円

二 再生医療等製品についての確認（再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみについて行うものに限る。） イ又はロに掲げる確認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある製造所についての確認 八万六千八百円

ロ 外国にある製造所についての確認 十一万五千三百円

3 前項に規定する者が再生医療等製品の試験検査を製造所以外の施設（以下この条において「施設」という。）において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 国内にある施設についての確認 八万六千八百円

二 外国にある施設についての確認 十一万五千三百円

4 前二項に規定する者に係る前二項に規定する確認につき、機構が、当該確認を行うため、当該職員を、製造所又は施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前二項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項に定める額に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 国内にある製造所又は施設についての確認 二十万五千円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二 外国にある製造所又は施設についての確認 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

ロ 二十万五千円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

5 第二項及び第三項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する確認を申請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項に定める額から、当該確認に係る製造所又は施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「第十九条第二項」を「第十六条の三第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十六条の四第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第十六条の五第二項及び同条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び同条第四項、第十六条の六第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十六条の七第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十九条第二項」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に、「第二十四條第三項」を「第二十三條、第二十四條第三項」に、「第三十七條第二項」を「第二十六條の二、第二十六條の四第六項において読み替えて適用される同条第二項、第二十六條の五第七項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第二十六條の六第三項において読み替えて適用される同条第一項、第三十二條の五、第三十二條の六第三項において読み替えて適用される同条第一項、第三十七條第二項」に改める。

第五条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第七十五条の五の二第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第七十五条の五の十一第二項の規定により徴収する延滞金

（特許法施行令の一部改正）

第六条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同号二中「第二十三条の第二十九項」を「第二十三条の二十五項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第七条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同条第八項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に改め、同条第二号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同条第十二号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「同項第三号」を

同項第三号」を「同項第四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「同項第三号」を

「同項第四号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三号の二十二第八項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第二十三号の第九項」とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の三の二第二項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録）の登録第十五条第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の三の二第二項の登録で、医薬品医療機器等法施行令第八十三条の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第三号に係るものに限る。）に係るもの以外のもの

第十五条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に改め、同項第一号中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第一第七十七号(ロ)」を「別表第一第七十七号(イ)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法別表第一第七十七号(イ)に規定する政令で定めるものは、医薬品医療機器等法第十三条の二の二第二項（保管のみを行う製造所に係る登録）の登録で、医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第三号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第八条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項下欄第二号中「第二十三条の三十四第三項」を「第二十三条の三十四第五項」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 医薬品医療機器等法第二十三条の三十二第二項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十七第一項の規定による確認及び調査

第一条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 医薬品医療機器等法第二十三条の三十二の二第十項の届出の受理

第一条中第十三号を第十六号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第十四条の二第四項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 医薬品医療機器等法第十四条の七の二第十項の届出の受理

第一条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 医薬品医療機器等法第十四条の二の二第二項の規定による基準確認の返還の受付

六 医薬品医療機器等法第二十三条の二十七第一項の規定による基準確認の返還の受付

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号第一項中「第二十八号の二」を「第二十八号第三項の二」に、「第四十三号の三十」を「第四十三号の三十六」に、「第二十八号第三号」を「第二十八号第三項第三号」に改め、「法第二十条第一項において準用する場合を含む。」を削り、第四十三号の三十第三号を「第四十三号の三十六」に改め、同条第二項中「第二十条第一項において準用する場合を含む。」を「第二十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。」の規定による第十四条若しくは第十九条の二」とあり、及び「第十四条の三第一項の規定による第十四条又は第十九条の二」に、「二」と、「第十四条又は第十九条の二」とあるものを「」を「」の規定による」に、「第二十三号の二の二十第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。」の規定による第二十三号の二の五若しくは第二十三号の二の十七」とあり、及び「第二十三号の二の八第一項の規定による第二十三号の二の五又は第二十三号の二の十七」に、「二」と、「第二十三号の二の五又は第二十三号の二の十七」とあるものを「」を「」の規定による」に、「第二十三号の二の五又は第二十三号の二の十七若しくは」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「読み替える」を、「同条第十三項中「第十四条の三第一項（第二十号第一項において準用する場合を含む。）」とあるものを「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第十四条の三第一項」と、「第十四条若しくは第十九条の二」とあるものを「第十四条」と、「第二十三号の二の八第一項（第二十三号の二の二十第一項において準用する場合を含む。）」とあるものを「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二の八第一項」と、「第二十三号の二の五若しくは第二十三号の二の十七」とあるものを「第二十三号の二の五」と、「第二十三号の二の八第一項（第二十三号の四十第一項において準用する場合を含む。）」とあるものを「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二十八第一項」と、「第二十三号の二十五若しくは第二十三号の三十七」とあるものを「第二十三号の二十五」と読み替える」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中第十二号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 医薬品等及び医療機器等に係る課徴金に関すること。

附則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七号中登録免許税法施行令第十五条第八項第十二号及び第十一号並びに第七項第一号及び第二号の改正規定（「同項第三号」を「同項第四号」に改める部分に限る。）並びに第十号中武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第二十二号第一項の改正規定（「第四十三号の三十」を「第四十三号の三十六」に改める部分及び「第四十三号の三十第三号」を「第四十三号の三十六第三号」に改める部分を除く。） 公布の日
- 二 第二条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月一日）

内閣総理大臣	菅	義偉
財務大臣	武田	良太
厚生労働大臣	麻生	太郎
経済産業大臣	田村	憲久
環境大臣	梶山	弘志
	小泉進次郎	